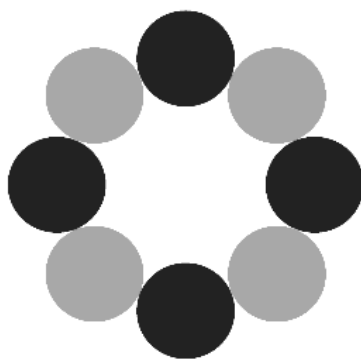


令和2年第6回
南砺市議会 9月定例会
議 案 書



南 砺 市

令和2年9月定例会提出案件

目 次

予算関係

議案第 89号	令和2年度南砺市一般会計補正予算(第7号) ……	4
議案第 90号	令和2年度南砺市一般会計補正予算(第8号) ……	31
議案第 91号	令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) ……	40
議案第 92号	令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算(第2号) ……	47
議案第 93号	令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算(第2号) ……	58
議案第 94号	令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号) ……	65

条例関係

議案第 95号	南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について…	70
議案第 96号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワーク システムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について…	72
議案第 97号	南砺市合掌造り家屋の保存及び活用に関する条例の制定について…	79
議案第 98号	南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について…	90
議案第 99号	南砺市体育施設条例の一部改正について…	92

その他

議案第100号	(仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)建築主体工事請負契約の 締結について…	97
議案第101号	(仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)機械設備工事請負契約の 締結について…	98

議案第 1 0 2 号	財産の取得について……………	9 9
議案第 1 0 3 号	財産の減額譲渡について……………	1 0 0
議案第 1 0 4 号	財産の減額譲渡について……………	1 0 1
議案第 1 0 5 号	財産の減額譲渡について……………	1 0 2
報告第 4 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	1 0 3
認定第 1 号	令和元年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について……………	1 0 4
認定第 2 号	令和元年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 0 5
認定第 3 号	令和元年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	1 0 6
認定第 4 号	令和元年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	1 0 7
認定第 5 号	令和元年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	1 0 8
認定第 6 号	令和元年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 0 9
認定第 7 号	令和元年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	1 1 0
認定第 8 号	令和元年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	1 1 1
認定第 9 号	令和元年度南砺市病院事業会計決算認定について……………	1 1 2
認定第 1 0 号	令和元年度南砺市水道事業会計決算認定について……………	1 1 3
認定第 1 1 号	令和元年度南砺市下水道事業会計決算認定について……………	1 1 4

議案第 89 号

令和 2 年度南砺市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度南砺市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 1, 5 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9, 6 3 9, 5 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料		303,470	△ 4,570	298,900
	1. 使用料	236,679	△ 4,570	232,109
16. 国庫支出金		8,576,233	729,204	9,305,437
	2. 国庫補助金	7,221,368	729,204	7,950,572
17. 県支出金		2,205,130	9,990	2,215,120
	2. 県補助金	1,264,835	9,990	1,274,825
19. 寄附金		38,149	3,000	41,149
	1. 寄附金	38,149	3,000	41,149
20. 繰入金		2,132,599	△ 589,112	1,543,487
	1. 繰入金	2,132,599	△ 589,112	1,543,487
22. 諸収入		1,071,838	145	1,071,983
	5. 雑入	620,908	145	621,053
23. 市債		3,085,900	△ 17,100	3,068,800
	1. 市債	3,085,900	△ 17,100	3,068,800
歳入合計		39,507,965	131,557	39,639,522

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,712,072	68,713	3,780,785
	1. 総務管理費	3,123,720	63,127	3,186,847
	2. 徴税費	282,053	4,785	286,838
	3. 戸籍住民基本台帳 費	149,371	801	150,172
3. 民生費		13,437,398	49,140	13,486,538
	1. 社会福祉費	10,123,814	19,804	10,143,618
	2. 児童福祉費	3,313,584	29,336	3,342,920
4. 衛生費		3,163,783	10,731	3,174,514
	1. 保健衛生費	2,290,619	10,731	2,301,350
5. 労働費		106,996	27,000	133,996
	1. 労働諸費	106,996	27,000	133,996
6. 農林水産業費		1,714,618	14,431	1,729,049
	1. 農業費	992,433	8,106	1,000,539
	2. 農地費	210,882	4,925	215,807
	3. 林業費	508,911	1,400	510,311
7. 商工費		1,730,847	30,340	1,761,187
	1. 商工費	1,730,847	30,340	1,761,187
8. 土木費		5,299,092	△ 137,658	5,161,434
	1. 土木管理費	191,104	659	191,763

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 道路橋梁費	2,219,626	△ 157,335	2,062,291
	4. 都市計画費	2,623,671	27,513	2,651,184
	5. 住宅費	80,157	△ 8,495	71,662
10. 教育費		3,901,689	65,753	3,967,442
	1. 教育総務費	371,179	917	372,096
	2. 小学校費	1,674,586	35,283	1,709,869
	3. 中学校費	569,193	6,515	575,708
	4. 社会教育費	901,554	16,814	918,368
	5. 保健体育費	385,177	6,224	391,401
12. 公債費		4,858,456	3,107	4,861,563
	1. 公債費	4,858,456	3,107	4,861,563
歳 出	合 計	39,507,965	131,557	39,639,522

第2表

地 方 債 補 正

(追 加) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業債	3,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変 更) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
一般事業債	2,900	△ 2,200	700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率の見直し を行った後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
辺地対策事業債	155,700	44,500	200,200			
過疎対策事業債	1,415,600	△ 64,200	1,351,400			
緊急防災・減災事業債	33,100	1,800	34,900			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	72,200	△ 600	71,600			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料	303,470	△ 4,570	298,900
16. 国庫支出金	8,576,233	729,204	9,305,437
17. 県支出金	2,205,130	9,990	2,215,120
19. 寄附金	38,149	3,000	41,149
20. 繰入金	2,132,599	△ 589,112	1,543,487
22. 諸収入	1,071,838	145	1,071,983
23. 市債	3,085,900	△ 17,100	3,068,800
歳入合計	39,507,965	131,557	39,639,522

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,712,072	68,713	3,780,785	57,832			10,881
3. 民生費	13,437,398	49,140	13,486,538	36,393	100	4,455	8,192
4. 衛生費	3,163,783	10,731	3,174,514	170,370			△ 159,639
5. 労働費	106,996	27,000	133,996	87,000			△ 60,000
6. 農林水産業費	1,714,618	14,431	1,729,049	8,236	1,400		4,795
7. 商工費	1,730,847	30,340	1,761,187	73,833			△ 43,493
8. 土木費	5,299,092	△ 137,658	5,161,434	60,787	△ 42,300	△ 4,370	△ 151,775
10. 教育費	3,901,689	65,753	3,967,442	244,743	23,700	△ 149,800	△ 52,890
12. 公債費	4,858,456	3,107	4,861,563				3,107
歳出合計	39,507,965	131,557	39,639,522	739,194	△ 17,100	△ 149,715	△ 440,822

2. 歳入
第15款 使用料及び手数料 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費使用料	176,871	△ 4,570	172,301	3 住宅費使用料	△ 4,570	住宅使用料 △4,570
計	236,679	△ 4,570	232,109			

第16款 国庫支出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	617,348	832,954	1,450,302	1 総務管理費補助金	828,975	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[10/10] 828,975
2 民生費国庫補助金	5,241,600	330	5,241,930	2 戸籍住民基本台帳費補助金	3,979	社会保障・番号制度システム整備費補助金[10/10] 3,979
4 商工費国庫補助金	0	4,488	4,488	1 商工費補助金		生活保護事務費補助金[1/2] 330 観光振興事業費補助金[1/2] 4,488
5 土木費国庫補助金	1,030,302	△ 108,568	921,734	1 道路橋梁費補助金	△ 104,643	社会資本整備総合交付金(道路)[1/2,5] 3,5/100,58,85/100 △197,382
計	7,221,368	729,204	7,950,572	3 住宅費補助金		社会資本整備総合交付金(雪寒)[2/3,6/10] △59,313 道整備交付金(道路)[1/2] 16,110 道路メンテナンス事業補助金[58.85/100] 135,942 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画)[45/100] △3,925

第17款 県支出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	91,206	500	91,706	1 総務管理費補助金	500	県総参加のSDGs普及啓発事業費補助金[1/2] 500
4 農林水産業費県補助金	854,266	7,739	862,005	1 農業費補助金	6,939	「次世代につながる集落営農」スマート農業支援事業補助金[1/3] 1,181 産地生産基盤パワーアップ事業補助金[国1/2,県1/10] 5,758

第 17 款 県支出金		第 2 項 県補助金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(農林水産業費県補助金)				3	800	県単治山補助金[1/2]
5				1	758	外国語観光サイイン整備促進事業補助金[1]
8				2	559	富山県エネルギーに関する教育支援事業補助金(小)[10/10]
	43,558	993	44,551	6	25	とやまの子どもネット対策フォローアップ事業補助金[1/3]
				3	434	富山県エネルギーに関する教育支援事業補助金(中)[10/10]
計	1,264,835	9,990	1,274,825			

第 19 款 寄附金		第 1 項 寄附金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2	38,049	3,000	41,049	2	2,000	児童福祉費寄附金
				6	1,000	小学校寄附金
計	38,149	3,000	41,149			

第 20 款 繰入金		第 1 項 繰入金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1	2,132,599	589,112	1,543,487	1	△440,822	財政調整基金繰入金
				6	2,310	社会福祉基金繰入金
				10	200	施設等整備基金繰入金
				31	△150,800	こども未来創造基金繰入金
計	2,132,599	589,112	1,543,487			

第22款 諸収入		第5項 雑入		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 雑入	620,908	145	621,053	1 総務管理費雑入	145
計	620,908	145	621,053		

第23款 市債		第1項 市債		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生債	58,700	100	58,800	1 社会福祉債	100
4 農林水産業債	138,300	△ 2,200	136,100	3 林業債	△ 2,200
6 土木債	952,000	△ 41,700	910,300	1 道路橋梁債	△ 50,200
				2 都市計画債	8,500
8 教育債	791,200	23,700	814,900	1 小学校債	23,700
17 緊急自然災害防止対策事業債	0	3,600	3,600	1 緊急自然災害防止対策事業債	3,600
18 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	72,200	△ 600	71,600	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	△ 600
計	3,085,900	△ 17,100	3,068,800		

3. 歳出
第2款 総務費
第1項 総務管理費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (国補)	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1 一般管理費	1,044,112	23,860	1,067,972	18 負担金補助 及び交付金	23,860	3(00008) 行政改革推進 費	23,860	20,210 (国補)			3,650	公共施設再編改修等補 助金 1,000 指定管理者休館要請協 力金 20,210 令和元年度指定管理者 自粛要請協力金 2,650
6 財産管理費	192,110	740	192,850	17 備品購入費	740	1(00019) 財産管理費	740	(国補) 740				オゾン除菌脱臭装置購 入 740
8 協働のまち づくり費	296,939	482	297,421	10 需用費	482	2(00037) 協働によるま ちづくり推進 費	482				482	まちづくり基本条例ポ ケット版印刷 482
10 エコビレッ ジ推進費	47,558	17,481	65,039	7 報償費	449	1(01006) エコビレッジ 推進費	4,145	500 (県補)			482	エコビレッジ住宅ゾー ン整備ガイドライン作 成事業 449 ・小委員会委員謝礼 ・ガイドライン作成支 援業務委託料 2,934 県民総参加のSDGs 普及啓発事業 ・住民用チラシ印刷 132 ・企画運営等支援業務 委託料 330 ・共同開催事業負担金 300
			10 需用費	528								
			12 委託料	16,204								
			18 負担金補助 及び交付金	300								

(単位：千円)

第2款 総務費 第1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			国庫支出金 (国補)	特定財源		一般財源		
									地方債	その他			
(エコビレッジ推進費)						2(01008) 再生可能エネルギー推進費	13,336	12,939 (国補)		397	396	五箇山荘ボイラー修繕料 地域新電力可能性調査等支援業務委託料	
11 電算管理費	127,946	0	127,946			目計	17,481	13,439		4,042		12,940	
13 公共交通費	217,814	0	217,814			2(00040) インターネット費	0	999 (国補)		△ 999		財源振替	
						目計	0	999		△ 999			
14 災害対策費	189,310	13,069	202,379	14 工事請負費	3,939	1(00054) 公共交通費	0	3,680 (国補)		△ 3,680		財源振替	
				17 備品購入費	9,130	目計	0	3,680		△ 3,680			
25 定住推進費	143,944	7,495	151,439	7 報償費	100	1(00056) 災害対策費	13,069	13,069 (国補)				感染防止対策関連工事	
				11 役員費	48	目計	13,069	13,069				9,130	
				12 委託料	1,716	1(01007) 定住推進費	1,716	1,716 (国補)					南砺市オンラインマッチング事業支援業務委託料
				14 工事請負費	5,631	2(01019) 空き家対策費	5,779			5,779		特定空き家緊急対策事業 ・相続財産管理人謝礼 ・通信費 ・広告料 ・解体工事	
計	3,123,720	63,127	3,186,847			目計	7,495	1,716		5,779		100 5 43 5,631	
							63,127	53,853		9,274			

(単位：千円)

第2款 総務費

第2項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (県委)	特定財源 地方債	その他	一般財源	
1	181,721	0	181,721			2(00129) 給与費(税務 総務費)	0	(県委) △4,785			4,785	財源振替
						目計	0	△	4,785		4,785	
2	100,332	4,785	105,117	12	4,785	1(00132) 賦課事務費	4,785	(県委)	4,785			個人住民税システム改 修業務委託料
						目計	4,785	4,785				
計	282,053	4,785	286,838				4,785				4,785	

(単位：千円)

第3項 戸籍住民基本台帳費

第2款 総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			国県支出金 (国補)	特定財源 地方債	その他	一般財源		
													金額
1	149,371	801	150,172	12	801	戸籍住民基本 台帳費	801	(国補)	3,979		△	3,178	住民記録システム改修 業務委託料
						目計	801	3,979			△	3,178	
計	149,371	801	150,172				801	3,979			△	3,178	

(単位：千円)

第1項 社会福祉費

第3款 民生費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			国県支出金 (国補)	特定財源 地方債	その他 (諸収)	一般財源		
													金額
1	6,102,778	11,488	6,114,266	14	3,905	4(00153) 社会福祉施設 運営費	4,845			145	4,700	ゆへ楽源泉ポンプ更新 工事	
				18	940	負担金補助 及び交付金	6,643	(国補)	2,145				コロナ禍による教室等 自粛要請協力金
				27	6,643	国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金	6,643					4,498	繰出金
計	6,102,778	11,488	6,114,266				6,643	2,145				4,498	繰出金

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源			
									地方債	その他				
3	101,977	660	102,637	12	660	生活保護更生指導費	11,488	(国補) 330		145	9,198	生活保護システム改修業務委託料	660	
4	1,464,924	7,656	1,472,580	14	5,467	高齢者施設運営費	6,818		100	(繰入) 2,310	4,408	光龍館浴室給湯設備更新工事 福寿園平成館エレベーター修繕工事 南砺家庭・地域医療センター受電設備改修工事負担金	847 4,620	
				22	838	介護予防事業費	838					838	令和元年度保健福祉事業交付金返還金	838
計	10,123,814	19,804	0,143,618			目計	7,656		100	2,310	5,246			
						目計	19,804	2,475	100	2,455	14,774			

第3款 民生費 第2項 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源			
									地方債	その他				
1	390,337	18	390,355	7	18	2(00192) 児童育成費	18	(国補) 6,894		△	6,876	なんどの宝お祝い事業 お祝い品選定委員会 員謝礼	18	
3	85,401	294	85,695	13	294	児童センター・児童館管理運営費	147				△	6,876	福野児童センター「ア ルカス」大規模改修工 事代替施設使用料	147
						目計	18	6,894						
						目計	147				147			

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		その他	
									地方債	一般財源		
(児童館費)						2(00208) 放課後児童クラブ費	147			147		福野児童センター「ア ルカス」大規模改修工 事代替施設使用料
5 保育実施費	1,966,034	29,024	1,995,058	10 需用費	180	2(00211) 保育園費	29,024	(国補) 27,024	(寄附) 2,000			保育園用遊具等消耗品 購入 保育園 ICT 支援シス テム導入事業 ・システム導入業務委 託料 ・システム使用料 24,763 2,261 24,763 2,063 198 1,520 300
計	3,313,584	29,336	3,342,920			目計	29,024	27,024	2,000		6,582	

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			国県支出金	特定財源		その他		
									地方債	一般財源			
1 保健衛生総務費	1,431,124	9,900	1,441,024	18 負担金補助及び交付金	9,900	3(00226) 病院事業会計繰出金	9,900			9,900		病院事業会計補助金 9,900	
2 予防費	164,431	0	164,431			目計	9,900			9,900			
						3(00230) 感染症予防費	0	(国補) 1,567			△ 1,567		財源振替

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		金額	事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	計				国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	
4	531,560	0	531,560				目計 1(00232) 水道事業会計 繰出金	0	(国補) 168,370		△	1,567	財源振替
5	79,624	433	80,057	10	433	433	1(00234) 疾病予防対策 費	0	(国補) 433		△	168,370	感染防止対策物品購入
8	0	398	398	16	398	398	1(01143) 保健衛生施設 管理費	433	433			398	福野ダイヤサービス駐車 場用地取得
計	2,290,619	10,731	2,301,350			10,731	目計		170,370		△	159,639	

第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		金額	事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	計				国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	
1	106,996	27,000	133,996	18	27,000	27,000	1(00263) 勤労者労務対 策費	27,000	87,000		△	60,000	離職者雇用事業所奨励 金
計	106,996	27,000	133,996			27,000	目計		87,000		△	60,000	

第6款 農林水産業費		第1項 農業費		補正額の財源内訳				説明			
目	補正前 の額	補正額	計	区 分	節	事業名	金額		補正額の財源内訳		
								国県支出金 (国補)	特定財源 地方債	その他	一般財源
3	863,443	8,106	871,549	18	負担金補助 及び交付金	6(00277) 水田農業経営 体活性化対策 費	1,773	1,181	592	592	「次世代につなぐ集落 営農」スマート農業支 援事業補助金 1,773
						8(01145) 担い手育成対 策費	0	497	△	497	財源振替
						16(00287) 特産物振興対 策費	6,333	5,758		575	産地生産基盤パワース アップ事業補助金 6,333
計	992,433	8,106	1,000,539			目計	8,106	7,436		670	
計							8,106	7,436		670	

(単位：千円)

第6款 農林水産業費		第2項 農地費		補正額の財源内訳				説明			
目	補正前 の額	補正額	計	区 分	節	事業名	金額		補正額の財源内訳		
								国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源
1	200,821	4,925	205,746	18	負担金補助 及び交付金	5(00319) 県単土地改良 費	4,925			4,925	土地改良区施行事業補 助金 4,925
計	210,882	4,925	215,807			目計	4,925			4,925	
計							4,925			4,925	

(単位：千円)

第6款 農林水産業費		第3項 林業費		補正額の財源内訳				説明			
目	補正前 の額	補正額	計	区 分	節	事業名	金額		補正額の財源内訳		
								国県支出金 (国補)	特定財源 地方債	その他	一般財源
4	6,800	1,400	8,200	14	工事請負費	1(00374) 県単治山費	1,400	800	△	800	法面保護工事 1,400
計						目計	1,400	800	△	800	
計							1,400	800	△	800	

(単位：千円)

(単位：千円)

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			国県支出金	特定財源			
									地方債	その他		一般財源
計	508,911	1,400	510,311				1,400	800	1,400	△	800	

(単位：千円)

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			国県支出金	特定財源			
									地方債	その他		一般財源
2 商工振興費	737,997	3,450	741,447	18 負担金補助 及び交付金	3,450	3(00398) 商工振興費	3,450	(国補) 43,850		△	40,400	市出資法人新型コロナウイルス 協力給付金 1,250 市出資法人事業継続化 給付金 2,200 財源振替
3 観光費	197,531	3,297	200,828	12 委託料	3,297	4(00399) 中小企業金融 対策費 目計	3,450	(国補) 1,800		△	1,800	
4 企業立地推 進費	79,637	14,636	94,273	7 報償費 12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	60 2,590 11,986	1(00408) 観光推進費 目計	3,297	(国補) 24,122		△	20,825	AIチャットボット導入 業務委託料 2,670 南砺金沢線・世界遺産 バス活用誘客業務委託 料 627
計	1015,165	19,383	1034,548				14,636	24,122		△	20,825	コロナ危機打開・未来 希望プロジェクト支援 事業 ・ビジネスプラン構築 2,590 支援業務委託料 ・審査会審査員謝礼 60 宿泊施設立地促進助成 金 11,986

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (国補)	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
5 商工観光施 設維持費	586,357	8,957	595,314	13	74	32(00443) その他施設維 持費	8,957	3,303		4,896	井波地域公衆無線LAN 整備事業 ・整備工事 ・回線使用料 外国語観光サイン整備 工事	
				14 工事請負費	8,883			758				6,608 74
計	1,730,847	30,340	1,761,187			目計	8,957	4,061	4,896	△ 43,493		

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1 土木総務費	191,104	659	191,763	11	659	2(00463) 土木管理費	659			659	未登記市道敷き登記事 務手数料	
										659		659
計	191,104	659	191,763			目計	659			659		

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (国補)	特定財源		一般財源	
									地方債	その他 (繰入)		
1 道路橋梁維 持費	596,185	48,177	547,958	12	△ 6,146	2(00468) 道路橋梁施設 整備費	△ 48,177	△ 33,277	14,300	△ 600	道路施設設計業務委託 料 道路施設維持更新等工 事	
				14 工事請負費	△ 42,031					△ 600		△ 6,146
計		△ 48,177	△ 42,031			目計	△ 48,177	△ 33,277	△ 600	△ 42,031		

(単位：千円)

第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (国補)	特定財源		一般財源	
									地方債	その他 (繰入)		
2 道路改良費	809,138	16,544	792,594	12 委託料	23,028	1(00473) 道路新設改良 費(補助)	16,544	△12,053	4,000	300	791	測量設計業務委託料 7,581 新設改良工事 △28,861 新設改良用地取得 △14,514 物件等補償 19,250
				14 工事請負費	△45,014							
				16 公有財産購入費	△16,214							
4 除雪対策費	632,390	48,614	583,776	11 役務費	14	2(00474) 道路新設改良 費(単独)	0	△	200	200	791	測量設計業務委託料 15,447 新設改良工事 △16,153 新設改良用地取得 △1,700 物件等補償 2,406
				17 備品購入費	△48,600							
				目計	△							
6 消融雪施設 整備費	100,000	44,000	56,000	12 委託料	962	3(00489) 除雪機械整備 費	48,614	△32,481	15,300	△	833	自賠償保険料 △14 除雪機械購入 △48,600
				14 工事請負費	△44,962							
				目計	△							
計	2,219,626	157,335	2,062,291				△	50,800	100	1,792		

第 8 款 土木費 第 4 項 都市計画費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1 都市計画総 務費	88,247	1,310	84,557	12 委託料	1,310	2(00505) 都市計画管理 費	1,310			1,310		都市計画変更業務委託 料 1,310

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

第 8 款 土木費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
2 都市計画街路費	581,339	25,400	606,739	14	17,400	都市計画街路費	25,400	8,500	(繰入)	300	1,310	福光駅自由通路整備工事 都市計画道路荒木線関連事業 ・道路関連工事 ・用地取得
				16	8,000							
				目計								
3 下水道費	1,847,928	0	1,847,928			1(00515) 下水道事業会計繰出金	0	(国補) 169,355		△ 169,355	△ 169,355	財源振替
				目計								
4 公園費	111,157	803	111,960	14	803	1(00516) 公園管理費	803			803	803	城南中央公園屋外ステーションシャッター修繕工事
				目計								
計	2,623,671	27,513	2,651,184			目計	27,513	169,355	300	△ 150,642		

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

第 8 款 土木費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1 住宅管理費	80,157	8,495	71,662	12	228	1(00525) 住宅管理費	△ 8,495	(国補) △3,925	(使用) △4,570	△ 4,570	803	泉沢団地高木伐採業務委託料 みなみ団地給水設備等改修工事
				14	8,723							
				目計								
計	80,157	8,495	71,662			目計	8,495	3,925	△ 4,570	△ 4,570		

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		金額	事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額				国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	
2	271,475	308	271,783				2(00542) 事務局運営費	308				308	学校のあり方検討委員会委員謝礼
							7(01193) なんかつ子健康応援商品券支給事業費	0	(国補) 70,755			△ 70,755	財源振替
							目計	308	70,755			△ 70,447	
4	80,041	609	80,650				2(00553) 教育センター運営費	609	(国補) 38,570		(繰入) △37,900	△ 61	学習系ネットワーク回線初期設定手数料
							13 使用料及び賃借料	499					学習系ネットワーク回線利用料
							目計	609	38,570		△ 37,900	△ 61	
計	371,179	917	372,096				目計	917	109,325		△ 37,900	△ 70,508	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		金額	事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額				国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	
1	351,417	0	351,417				3(00558) 小学校健康管理費	0	(国補) 446			△ 446	財源振替
							4(00559) 小学校施設整備費	0	(国補) 25,393		(繰入) △25,300	△ 93	財源振替
							目計	0	25,839		△ 25,300	△ 539	
2	178,923	0	178,923				2(00569) 小学校給食費	0	(国補) 1,096			△ 1,096	財源振替
							目計	0	1,096			△ 1,096	

第10款 教育費 第2項 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
3 小学校教育 振興費	307,456	1,611	309,067	7	20	1(00570) 小学校教育振 興費	1,611	(国補) 59,777	(県補) 559	△ 1,000	△ 58,700	とやまの子どもネット 対策フォローアップ事 業 ・講師謝礼 20 ・講師旅費 7 ・事務費 50 富山県エネギーに関 する教育支援事業 ・講師旅費 6 ・事務費 528 小学校児童用備品購入 1,000
				8	13							
				10	578							
				17	1,000							
				計								
4 スクールバ ス運行費	103,078	8,719	111,797	12	8,719	1(00573) スクールバス 運行費	8,719	(国補) 8,719				スクールバス追加運行 業務委託料 8,719
				計								
				計								
6 小学校施設 管理費	733,712	24,953	758,665	12	990	1(01078) 小学校施設管 理費	24,953		23,700			スターフォレスト利賀 改修事業 ・工事設計業務委託料 495 ・工事監理業務委託料 495 ・改修工事 23,963
				14	23,963							
				計								
				計								
計	1,674,586	35,283	1,709,869			目計	35,283	95,990	△ 84,000	△ 407		

第10款 教育費 第3項 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源		
									地方債	その他			
1 中学校管理費	253,630	3,892	257,522	14	3,892	2(00579) 中学校管理費	3,892				3,892	吉江中学校給水加圧ポンプ更新工事 1,134 吉江中学校空調用ポンプ更新工事 2,758	
						3(00580) 中学校健康管理費	0	(国補) 236	△	236			財源振替
						4(00581) 中学校施設整備費	0	(国補) 7,834	(繰入) △7,700	△	134		
						目計	3,892	8,070	△	7,700	△	3,522	
2 中学校給食費	121,514	1,023	122,537	14	1,023	2(00587) 中学校給食費	1,023	(国補) 622			401	吉江中学校給食用ガス給湯器更新工事 1,023	
						目計	1,023	622			401		
3 中学校教育振興費	194,049	1,600	195,649	10	435	1(00588) 中学校教育振興費	1,600	(国補) 21,462	(繰入) △20,200	△	96	富山県エネルギーに関する教育支援事業事務費 435	
				21	1,165	補償補てん及び賠償金	1,165	(県補) 434					修学旅行キャンセル料支給事業 1,165
						目計	1,600	21,896	△	20,200	△	96	
計	569,193	6,515	575,708				6,515	30,588	△	27,900	△	3,827	

第10款 教育費 第4項 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
4 図書館費	93,913	1,848	95,761	17	1,848	1(00607) 図書館管理運営費	1,848	(国補) 1,848				オゾン除菌脱臭装置購入 1,848
						目計	1,848	1,848				

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源			
									地方債	その他				
5 文化財保護費	190,899	11,161	202,060	18	11,161	3(00612) 世界遺産関係費	11,161			11,161		世界遺産相倉・菅沼集落保全事業に対する支援補助金 11,161		
				17		370	1(00630) 美術館管理費	370	(国補) 370				オゾン除菌脱臭装置購入 370	
				8				3(00636) その他社会教育施設維持費	3,435	(国補) 1,664		1,771		文献調査委員費用弁償 161 福光福祉会館外灯修繕料 529 福野産業文化会館前広場樹木伐採工事 971 旧福光図書館3階扉塞ぎ工事 110 オゾン除菌脱臭装置購入 1,664
				10				目計	370	370				
9 教育文化施設費	224,812	3,435	228,247	8	161		3,435							
				14	529									
				14	1,081									
				17	1,664									
計	901,554	16,814	918,368			目計	3,435	1,664	1,771					
						目計	16,814	3,882		12,932				

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
3 体育施設費	305,911	6,224	312,135	14	495	1(00650) 社会体育館管理費	2,830			27		井波社会体育館格技室ほか網戸設置工事 495 オゾン除菌脱臭装置購入 2,308 コロナ禍による教室等自粛要請協力金 27 オゾン除菌脱臭装置購入 740
				17	4,463							
				18	1,266							
計	901,554	16,814	918,368			目計	1,979	740	1,239			

第10款 教育費 第5項 保健体育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
(体育施設費)												コロナ禍による教室等自粛要請協力金 1,239
						5(00653) グラウンド管理費	1,415	(国補) 1,415				オゾン除菌脱臭装置購入 1,415
計	385,177	6,224	391,401			目計	6,224	4,958			1,266	
計		6,224					6,224	4,958			1,266	

第12款 公債費 第1項 公債費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1元金	4,642,476	3,107	4,645,583	22 償還金利子及び割引料	3,107	1(00686) 元金	3,107					地方債償還元金 3,107
						目計	3,107				3,107	
計	4,858,456	3,107	4,861,563				3,107				3,107	

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中 増減見込額				令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額		元金償還見込額		
			補正前	補正額	補正前	補正額	
1. 普通債	3,539,072	95,100	591,200	△ 2,200	524,682	3,698,490	
(1) 総務債	46,621				1,840	44,781	
(2) 民生債	305,509				98,451	207,058	
(3) 衛生債	262,640		71,700		14,744	319,596	
(4) 農林水産業債	182,938		70,900	△ 2,200	33,059	218,579	
(5) 商工債	37,144				3,360	33,784	
(6) 土木債	1,329,291	95,100	193,500		287,670	1,330,221	
(7) 消防債	26,556				2,127	24,429	
(8) 教育債	1,348,373		255,100		83,431	1,520,042	
2. 災害復旧債	178,639	12,500	38,100		20,747	208,492	
(1) 災害復旧債	175,505	12,500	38,100		20,123	205,982	
(2) 単独災害復旧債	3,134				624	2,510	
3. その他の債	39,977,212	631,400	2,456,600	△ 14,900	4,097,047	38,950,158	
(1) 地域対策事業債	1,635,881	246,900	155,700	44,500	182,607	1,900,374	
(2) 過疎対策事業債	7,803,880	72,200	1,415,600	△ 64,200	824,288	8,404,330	
(3) 合併特例債	12,784,680	281,800			1,520,317	11,546,163	
(4) 全国防災事業債	227,626		33,100	1,800	10,912	216,714	
(5) 緊急防災・減災事業債	3,325,020				459,182	2,900,738	
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	36,000					36,000	
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	5,500	6,000	72,200	△ 600		83,100	
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	14,500	24,500		3,600		42,600	
(9) 減税補填債	123,187				32,610	90,577	
(10) 臨時財政対策債	14,020,938		780,000		1,067,131	13,729,562	
合計	43,694,923	739,000	3,085,900	△ 17,100	4,642,476	42,857,140	

議案第90号

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,607,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		8,576,233	58,667	8,634,900
	1. 国庫負担金	1,347,376	58,667	1,406,043
20. 繰入金		2,132,599	11,350	2,143,949
	1. 繰入金	2,132,599	11,350	2,143,949
23. 市債		3,085,900	29,200	3,115,100
	1. 市債	3,085,900	29,200	3,115,100
歳入合計		39,507,965	99,217	39,607,182

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		129,511	99,217	228,728
	2. 土木施設災害復旧費	61,200	99,217	160,417
歳 出 合 計		39,507,965	99,217	39,607,182

第2表

地 方 債 補 正

(変 更) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
道路河川災害 復旧債	16,600	29,200	45,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。た だし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは繰 上償還し、又は低利に借 換えすることができる。

1. 総括 (1) 歳入 歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	8,576,233	58,667	8,634,900
20. 繰入金	2,132,599	11,350	2,143,949
23. 市債	3,085,900	29,200	3,115,100
歳入合計	39,507,965	99,217	39,607,182

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11. 災害復旧費	129,511	99,217	228,728	58,667	29,200	11,350	
歳出合計	39,507,965	99,217	39,607,182	58,667	29,200	11,350	

2. 歳入		第 1 項 国庫負担金				(単位：千円)
第 16 款 国庫支出金		第 1 項 国庫負担金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 災害復旧費国庫負担金	33,350	58,667	92,017	1 土木施設災害復旧費負担金	58,667	道路河川災害復旧負担金[66.7/100]
計	1,347,376	58,667	1,406,043			58,667

第 20 款 繰入金		第 1 項 繰入金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,132,599	11,350	2,143,949	1 財政調整基金繰入金	11,350	財政調整基金繰入金
計	2,132,599	11,350	2,143,949			11,350

第 23 款 市債		第 1 項 市債				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧債	38,100	29,200	67,300	1 災害復旧事業債(補助)	29,200	道路河川災害復旧債
計	3,085,900	29,200	3,115,100			29,200

3. 歳出
第11款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (国債)	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1 道路河川災害復旧費	61,200	99,217	160,417	12	4,761	1(00675) 道路河川災害復旧費(補助)	87,956	58,667	29,200		89	災害復旧工事
				14	91,456							
				21	3,000							
				補償補てん及び賠償金	2(00676) 道路河川災害復旧費(単独)	11,261				11,261	測量設計業務委託料 災害復旧工事 電柱等移転補償	
計	61,200	99,217	160,417			目計	99,217	58,667	29,200	11,350	11,350	

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中 増減見込額				令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額		元金償還見込額		
			補正前	補正額	補正前	補正額	
1. 普通債	3,539,072	95,100	591,200		524,682	3,700,690	
(1) 総務債	46,621				1,840	44,781	
(2) 民生債	305,509				98,451	207,058	
(3) 衛生債	262,640		71,700		14,744	319,596	
(4) 農林水産業債	182,938		70,900		33,059	220,779	
(5) 商工債	37,144				3,360	33,784	
(6) 土木債	1,329,291	95,100	193,500		287,670	1,330,221	
(7) 消防債	26,556				2,127	24,429	
(8) 教育債	1,348,373		255,100		83,431	1,520,042	
2. 災害復旧債	178,639	12,500	38,100	29,200	20,747	237,692	
(1) 災害補助債	175,505	12,500	38,100	29,200	20,123	235,182	
(2) 単独災害復旧債	3,134				624	2,510	
3. その他の債	39,977,212	631,400	2,456,600		4,097,047	38,968,165	
(1) 地域対策事業債	1,635,881	246,900	155,700		182,607	1,855,874	
(2) 過疎対策事業債	7,803,880	72,200	1,415,600		824,288	8,467,392	
(3) 合併特例債	12,784,680	281,800			1,520,317	11,546,163	
(4) 全国防災事業債	227,626				10,912	216,714	
(5) 緊急防災・減災事業債	3,325,020		33,100		459,182	2,898,938	
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	36,000					36,000	
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	5,500	6,000	72,200			83,700	
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	14,500	24,500				39,000	
(9) 減税補填債	123,187				32,610	90,577	
(10) 臨時財政対策債	14,020,938		780,000		1,067,131	13,733,807	
合計	43,694,923	739,000	3,085,900	29,200	4,642,476	42,906,547	

議案第91号

令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,340千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,433,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		3,979,963	1,340	3,981,303
	3. 県負担金・補助金	3,979,963	1,340	3,981,303
歳入合計		5,432,000	1,340	5,433,340

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		91,768	1,340	93,108
	2. 徴税費	6,792	1,340	8,132
歳 出 合 計		5,432,000	1,340	5,433,340

令和 2年度 南砺市 国民健康保険事業特別会計 補正予算 (第 1号)
 1. 総括 (1) 歳入 歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金	3,979,963	1,340	3,981,303
歳入 合計	5,432,000	1,340	5,433,340

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	91,768	1,340	93,108	1,340			
歳出合計	5,432,000	1,340	5,433,340	1,340			

2. 歳入 第 6 款 県支出金		第 3 項 県負担金・補助金					(単位：千円)	
		目	補正前の額	補正額	計	節		
						区分	金額	説明
1	保険給付費等交付金	3,973,134	1,340	3,974,474	2	1,340	特別調整交付金[10/10]	1,340
	計	3,979,963	1,340	3,981,303				

3. 歳出
第1款 総務費
第2項 徴税費 (単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金 (県補)	地方債	その他			
1 賦課徴収費	6,792	1,340	8,132	12 委託料	1,340	1(00728) 賦課徴収費	1,340	1,340				国民健康保険システム 改修業務委託料	1,340
計	6,792	1,340	8,132			目計	1,340	1,340					

議案第92号

令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,070千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,793千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		152,274	△ 423	151,851
	1. 外来収入	119,370	△ 423	118,947
3. 県支出金		0	5,405	5,405
	1. 県補助金	0	5,405	5,405
4. 繰入金		204,101	6,643	210,744
	1. 繰入金	204,101	6,643	210,744
6. 諸収入		13,568	1,445	15,013
	1. 雑入	13,568	1,445	15,013
歳入合計		383,723	13,070	396,793

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		270,735	6,700	277,435
	1. 施設管理費	270,735	6,700	277,435
2. 医業費		76,417	6,370	82,787
	1. 医業費	76,417	6,370	82,787
歳 出 合 計		383,723	13,070	396,793

令和 2年度 南砺市 国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算 (第 2号)
 1. 総括 (1) 歳入 歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	152,274	△ 423	151,851
3. 県支出金	0	5,405	5,405
4. 繰入金	204,101	6,643	210,744
6. 諸収入	13,568	1,445	15,013
歳入合計	383,723	13,070	396,793

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	270,735	6,700	277,435	4,208		2,743	△ 251
2. 医療費	76,417	6,370	82,787	1,197		5,345	△ 172
歳出合計	383,723	13,070	396,793	5,405		8,088	△ 423

2. 歳入		第1項 外来収入 (単位：千円)			
第1款 診療収入		第1項 外来収入			
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1	14,323	423	13,900	1	△ 423
国民健康保険診療報酬収入				医科診療分	
計	119,370	△ 423	118,947		
					医科診療現年度分(国保) △423

第3款 県支出金		第1項 県補助金 (単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4	0	5,405	5,405	1	5,405
富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金				富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	
計	0	5,405	5,405		
					富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 5,405

第4款 繰入金		第1項 繰入金 (単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1	204,101	6,643	210,744	1	6,643
一般会計繰入金				一般会計繰入金	
計	204,101	6,643	210,744		
					一般会計繰入金 6,643

第6款 諸収入		第1項 雑入 (単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1	13,568	1,445	15,013	1	1,445
雑入				雑入	
計	13,568	1,445	15,013		
					雑入 1,445

3. 歳出

第1款 総務費

第1項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節			金額	事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額	金額				国県支出金 (県補)	特定財源 地方債	その他 (繰入) (繰入) (諸収)	一般財源	
1 一般管理費	270,735	6,700	277,435		538	538	2(00781) 一般管理費	6,700	4,208	1,298△ 1,445	251	251	会計年度任用職員期末 手当 3人 南砺家庭・地域医療セ ンター受電設備改修事 業 ・ 節組替 ・ 改修工事 新型コロナウイルス感 染症対応従事者慰労金 新型コロナウイルス感 染防止対策物品	
計	270,735	6,700	277,435				目計	6,700	4,208	2,743△	251	251	538 1,672 3,750 967	

第2款 医療費

第1項 医療費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節			金額	事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額	金額				国県支出金 (県補)	特定財源 地方債	その他 (繰入)	一般財源	
1 医療用機械 器具費	4,288	6,370	10,658		51	51	1(00782) 医療用機械器 具費	6,370	1,085	5,345△	60	60	利賀診療所C R装置購 入 新型コロナウイルス感 染防止対策医療機器購 入	
3 医薬品衛生 材料費	62,814	0	62,814				1(00784) 医薬品衛生材 料費	0	112	△	112	112	財源振替	
計	76,417	6,370	82,787				目計	6,370	1,085	5,345△	60	60	2,410	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括 ※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(11) 16	34,201	66,196	58,515	24,195	183,107	
補 正 前	(11) 16	34,201	66,196	57,977	24,195	182,569	
比 較				538		538	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
補 正 後	2,289	654	1,008	1,736	9,840	1,000		
補 正 前	2,289	654	1,008	1,736	9,840	1,000		
比 較								
区 分	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	初 任 給 調 整 手 当	
補 正 後		200	303	15,921	10,371	380	14,813	
補 正 前		200	303	15,383	10,371	380	14,813	
比 較				538				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2) 14		63,764	57,354	121,118	21,512	142,630	
補正前	(2) 14		63,764	57,354	121,118	21,512	142,630	
比較								

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,289	654	1,008	1,640	9,840	1,000		
	補正前	2,289	654	1,008	1,640	9,840	1,000		
	比較								
	区分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整手当	
	補正後		200	303	14,856	10,371	380	14,813	
	補正前		200	303	14,856	10,371	380	14,813	
	比較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(9) 2	34,201	2,432	1,161	37,794	2,683	40,477	
補正前	(9) 2	34,201	2,432	623	37,256	2,683	39,939	
比較				538	538		538	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
補正後				96				
補正前				96				
比較								
区分	宿日直手当		管理職 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
補正後				1,065				
補正前				527				
比較				538				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
職員手当	538	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	538 期末手当の増減分	538 会計年度任用職員の任用内容の変更

議案第93号

令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 手数料		198,166	△ 166	198,000
	1. 手数料	198,166	△ 166	198,000
6. 県支出金		0	1,692	1,692
	1. 県補助金	0	1,692	1,692
歳入合計		234,966	1,526	236,492

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		228,147	1,526	229,673
	1. 事業費	228,147	1,526	229,673
歳 出 合 計		234,966	1,526	236,492

令和 2年度 南砺市 訪問看護事業特別会計 補正予算 (第 2号)
 1. 総括 (1) 歳入 歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 手数料	198,166	△ 166	198,000
6. 県支出金	0	1,692	1,692
歳入合計	234,966	1,526	236,492

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	228,147	1,526	229,673	1,692		△ 166	
歳出合計	234,966	1,526	236,492	1,692		△ 166	

2. 歳入		第1項 手数料					(単位：千円)	
第1款 手数料		第1項 手数料						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
				区分	金額			
1	198,166	△ 166	198,000	1	166	訪問看護介護保険者手数料	△166	
計	198,166	△ 166	198,000					

第6款 県支出金		第1項 県補助金					(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
				区分	金額			
1	0	1,692	1,692	1	1,692	富山県新型コロナウイルス感染症緊急包	1,692	
県補助金	0	1,692	1,692			富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 [10/10]	1,692	
計	0	1,692	1,692					

3. 歳出 第1款 事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			国県支出金 (県補)	特定財源		一般財源	
									地方債	その他		
1 事業費	228,147	1,526	229,673	12	226	2(00840) 訪問看護事業 費	1,526	△	166	△	166	無線LANネットワーク 構築業務委託料 226
				18	1,300							
計	228,147	1,526	229,673			目計	1,526	△	△	△	166	

議案第94号

令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度南砺市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	3,997,982 千円	76,200 千円	4,074,182 千円
第3項 特別利益	0 千円	76,200 千円	76,200 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,719,695 千円	54,400 千円	2,774,095 千円
第3項 特別利益	0 千円	54,400 千円	54,400 千円
第3款 病院統括事業収益	28,380 千円	9,900 千円	38,280 千円
第1項 医業外収益	28,380 千円	9,900 千円	38,280 千円
収入合計	6,746,057 千円	140,500 千円	6,886,557 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	3,997,156 千円	76,200 千円	4,073,356 千円
第3項 特別損失	0 千円	76,200 千円	76,200 千円
第2款 公立南砺中央病院事業費用	2,708,028 千円	54,400 千円	2,762,428 千円
第3項 特別損失	0 千円	54,400 千円	54,400 千円
第3款 病院統括事業費用	32,358 千円	9,900 千円	42,258 千円
第1項 医業費用	28,575 千円	9,900 千円	38,475 千円
支出合計	6,737,542 千円	140,500 千円	6,878,042 千円

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度 南砺市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出の補正

収入	款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計	備	考
1 南砺市民病院 事業収益				3,997,982	76,200	4,074,182		
	3	特別利益		0	76,200	76,200		
2 公立南砺中央病院 事業収益			1 その他特別利益	0	76,200	76,200	富山県新型コロナウイルス感 染症緊急包括支援交付金	76,200 千円
				2,719,695	54,400	2,774,095		
3 病院統括事業収益			3 特別利益	0	54,400	54,400		
			1 その他特別利益	0	54,400	54,400	富山県新型コロナウイルス感 染症緊急包括支援交付金	54,400 千円
				28,380	9,900	38,280		
	1	医業外収益		28,380	9,900	38,280		
			1 他会計補助金	27,420	9,900	37,320	一般会計補助金	9,900 千円

支出	款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計	備	考
1 南砺市民病院事業 費用				3,997,156	76,200	4,073,356		
	3	特別損失		0	76,200	76,200		
			1 その他特別損失	0	76,200	76,200	新型コロナウイルス感染症対 応従事者慰労金	76,200 千円

2 公立南砺中央病院 事業費用			2,708,028	54,400	2,762,428	
	3 特別損失		0	54,400	54,400	
		1 その他特別損失	0	54,400	54,400	新型コロナウイルス感染症対 応従事者慰労金 54,400 千円
3 病院統括事業費用			32,358	9,900	42,258	
	1 医療費用		28,575	9,900	38,475	
		2 経費	6,376	9,900	16,276	委託料 9,900 千円

令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	826
減価償却費	271,099
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 23,300
賞与引当金の増減(△は減少)	11,979
貸倒引当金の増減(△は減少)	3,093
未収金の増減(△は増加)	0
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 193
受取利息	△ 100
支払利息	39,488
小計	305,892
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 39,488
業務活動によるキャッシュ・フロー	266,504

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 174,178
無形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	12,166
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 162,012

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	138,800
企業債の償還による支出	△ 326,780
リース債務の返済による支出	0
一般会計からの出資による収入	181,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,086

資金増減額	98,406
資金期首残高	1,413,115
資金期末残高	1,511,521

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 8,338
減価償却費	159,874
固定資産除却費	7,598
長期前受金戻入	△ 21,854
賞与引当金の増減(△は減少)	5,918
貸倒引当金の増減(△は減少)	0
未収金の増減(△は増加)	0
未払金の増減(△は減少)	0
受取利息	△ 20
支払利息	59,566
小計	202,744
利息の受取額	20
利息の支払額	△ 59,566
業務活動によるキャッシュ・フロー	143,198

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 195,070
無形固定資産の取得による支出	△ 5,559
国庫補助金等による収入	3,328
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 197,301</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	187,100
企業債の償還による支出	△ 311,279
リース債務の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 75,600
一般会計からの出資による収入	203,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>3,735</u>

資金増減額	△ 50,368
資金期首残高	671,923
資金期末残高	<u>621,555</u>

3. 病院統括事業

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 3,977
減価償却費	378
就学資金返還免除額	3,600
賞与引当金の増減(△は減少)	65
未収金の増減(△は増加)	0
未払金の増減(△は減少)	0
支払利息	33
小計	<u>99</u>
利息の支払額	△ 33
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>66</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー	
修学資金貸付による支出	△ 10,800
修学資金貸付の償還による収入	1,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 8,860</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 2,743
一般会計からの出資による収入	11,603
企業債による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>8,860</u>

資金増減額	66
資金期首残高	45,038
資金期末残高	<u>45,104</u>

議案第95号

南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第96号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(南砺市印鑑条例の一部改正)

第1条 南砺市印鑑条例（平成16年南砺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

(南砺市手数料条例の一部改正)

第2条 南砺市手数料条例（平成16年南砺市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 2	個人番号の通知カードの再交付	1 枚につき	5 0 0 円
1 3	印鑑に関する証明書の交付	1 件につき	3 0 0 円 ただし、多機能端末機による場合は、2 5 0 円
1 4	印鑑登録証の再交付（印鑑登録証若しくは印鑑登録を受けている印章の亡失又は印鑑登録の廃止による新たな印鑑登録に係るものを含む。）又は住民基本台帳カード（平成26年3月31日以前に交付したものを除く。）からの変更	1 枚につき	3 0 0 円
1 5	埋葬、火葬又は改葬に関する証明書の交付	1 件につき	3 0 0 円
1 6	自動車の臨時運行の許可	1 両につき	7 5 0 円
1 7	住宅用家屋に関する証明書の交付	1 件につき	1, 3 0 0 円
1 8	土地、建物に関する証明書の交付	1 件につき	3 0 0 円
1 9	租税、公課に関する証明書の交付	1 件につき	3 0 0 円
2 0	営業に関する証明書の交付	1 件につき	3 0 0 円
2 1	地縁団体に関する証明書の交付	1 件につき	3 0 0 円
2 2	鳥獣飼養許可証の交付若しくは更新又は再交付	1 件につき	3, 4 0 0 円
2 3	犬の登録	1 頭につき	3, 0 0 0 円
2 4	狂犬病予防注射済票の交付	1 件につき	5 5 0 円
2 5	犬の鑑札の再交付	1 件につき	1, 6 0 0 円
2 6	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき	3 4 0 円
2 7	動物の飼養又は収容の許可	1 件につき	8, 3 0 0 円
2 8	富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第6号）第6条若しくは第7条第4項又は第10条第3項の規定に基づく屋外広告物の申請又は	1 0 0 枚につき	4 2 0 円 （1 0 0 枚未満の端数は、1 0 0 枚として計算する。）
	はり紙	1 枚につき	6 0 円
	立看板 広告旗	1 件につき	2 7 0 円
	横断幕 懸面積が10平方メートル未満のもの	1 個につき	4 2 0 円
	垂幕 アドバルーン	1 個につき	当該面積の値を10で除して得た数値（整数未満があるときは、その端数を切

許可の更新の申請に対する審査				り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額
	電柱広告 消火栓標識利用広告 置看板		1個につき	540円
	野立広告 屋上広告 壁面広告 突出広告 停留所添架 広告	面積が3平方メートル未満のもの	1個につき	810円
		面積が3平方メートル以上のもの	1個につき	当該面積の値を3で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に810円を乗じて得た額に810円を加算した額
	特殊装置の 広告物	面積が10平方メートル未満のもの	1個につき	2,770円
		面積が10平方メートル以上のもの	1個につき	当該面積の値を10で除して得た数値(整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。)に2,770円を乗じて得た額に2,770円を加算した額
29 優良宅地造成の認定の申請に対する審査			1件につき	86,000円
30 旧租税特別措置法に規定する優良宅地の認定の申請に対する審査			1件につき	86,000円
31 優良住宅新築の認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以内のもの		1件につき	6,200円
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		1件につき	8,600円
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき	13,000円
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートル		1件につき	35,000円

	ルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	43,000円
32	公簿、公文書又は図面の閲覧及び照会	1件につき	300円
33	公共基準点の成果表又は点の記の謄本若しくは抄本の交付	1点1通につき	200円
34	公共基準点の成果に係る図表	1枚につき	200円
35	上記以外の事項に関する証明書の交付	1件につき	300円

」を

「

12	印鑑に関する証明書の交付	1件につき	300円 ただし、多機能端末機による場合は、250円
13	印鑑登録証の再交付（印鑑登録証若しくは印鑑登録を受けている印章の亡失又は印鑑登録の廃止による新たな印鑑登録に係るものを含む。）又は住民基本台帳カード（平成26年3月31日以前に交付したものを除く。）からの変更	1枚につき	300円
14	埋葬、火葬又は改葬に関する証明書の交付	1件につき	300円
15	自動車の臨時運行の許可	1両につき	750円
16	住宅用家屋に関する証明書の交付	1件につき	1,300円
17	土地、建物に関する証明書の交付	1件につき	300円
18	租税、公課に関する証明書の交付	1件につき	300円
19	営業に関する証明書の交付	1件につき	300円
20	地縁団体に関する証明書の交付	1件につき	300円
21	鳥獣飼養許可証の交付若しくは更新又は再交付	1件につき	3,400円
22	犬の登録	1頭につき	3,000円
23	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円
24	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
25	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円
26	動物の飼養又は収容の許可	1件につき	8,300円
27	富山県はり紙 屋外広告物	100枚につき	420円 (100枚未満の端

条例（昭和39年富山県条例第66号）第6条若しくは第7条第4項又は第10条第3項の規定に基づく屋外広告物の許可の申請又は許可の更新の申請に対する審査			数は、100枚として計算する。）	
	はり札	1枚につき	60円	
	立看板 広告旗	1件につき	270円	
	横断幕 懸垂幕 アドバルーン	面積が10平方メートル未満のもの	1個につき	420円
		面積が10平方メートル以上のもの	1個につき	当該面積の値を10で除して得た数値（整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。）に420円を乗じて得た額に420円を加算した額
	電柱広告 消火栓標識利用広告 置看板	1個につき	540円	
	野立広告 屋上広告 壁面広告	面積が3平方メートル未満のもの	1個につき	810円
	突出広告 停留所添架広告	面積が3平方メートル以上のもの	1個につき	当該面積の値を3で除して得た数値（整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。）に810円を乗じて得た額に810円を加算した額
	特殊装置の広告物	面積が10平方メートル未満のもの	1個につき	2,770円
		面積が10平方メートル以上のもの	1個につき	当該面積の値を10で除して得た数値（整数未満があるときは、その端数を切り捨てる。）に2,770円を乗じて得た額に2,770円を加算した額
28 優良宅地造成の認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円		
29 旧租税特別措置法に規定する優良宅地の認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円		
30 優良住新築住宅の床面積の合計	1件につき	6,200円		

宅新築の認 定の申請に 対する審査	が100平方メートル以 内のもの 新築住宅の床面積の合計 が100平方メートルを 超え500平方メートル 以内のもの 新築住宅の床面積の合計 が500平方メートルを 超え2,000平方メー トル以内のもの 新築住宅の床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内のもの 新築住宅の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超えるもの	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	8,600円 13,000円 35,000円 43,000円
31 公簿、公文書又は図面の閲覧及 び照会		1件につき	300円
32 公共基準点の成果表又は点の記 の謄本若しくは抄本の交付		1点1通に つき	200円
33 公共基準点の成果に係る図表		1枚につき	200円
34 上記以外の事項に関する証明書 の交付		1件につき	300円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 97 号

南砺市合掌造り家屋の保存及び活用に関する条例の制定について

南砺市合掌造り家屋の保存及び活用に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市合掌造り家屋の保存及び活用に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 認定合掌造り家屋の認定等（第3条—第6条）
- 第3章 認定合掌造り家屋等に関する制限
 - 第1節 現状変更の規制（第7条）
 - 第2節 保存のための措置（第8条—第11条）
 - 第3節 建築物に関する検査等（第12条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条—第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、歴史的な価値を有する合掌造り家屋の保存及び活用並びに安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）合掌造り家屋 小屋内を積極的に利用するために、さす首構造の切妻造り屋根とした茅葺きの家屋をいう。
- （2）対象建築物 合掌造り家屋のうち、次のいずれかに該当する建築物をいう。
 - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財
 - イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物
 - ウ 富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項の規定により指定された富山県指定有形文化財
 - エ 南砺市文化財保護条例（平成16年南砺市条例第104号）第4条第1項

の規定により指定された南砺市指定有形文化財

オ 南砺市五箇山景観条例（平成28年南砺市条例第4号）第15条第1項の規定により指定された五箇山景観資産

カ 南砺市合掌造り家屋保護条例（平成16年南砺市条例第106号）第2条に規定する合掌造り家屋

キ アからカまでに掲げるものに準ずるものとして市長が認めるもの

(3) 増築等 建築物の増築（既存建築物と棟続きの場合に限る。）、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいう。

(4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。

ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容

イ 当該対象建築物の安全性に関する事項

ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項

エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項

(5) 認定合掌造り家屋 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による認定を受けたものをいう。

(6) 建築敷地 認定合掌造り家屋が存する敷地をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

第2章 認定合掌造り家屋の認定等

（所有者による認定の申請）

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を認定合掌造り家屋として認定するよう申請することができる。

2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を行おうとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

(対象建築物の認定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、対象建築物を認定合掌造り家屋として認定することができる。

(1) 当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定による指定を必要とし、かつ、当該指定に必要な措置を講じることが認められるとき。

(2) 当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第23条に規定する調査を委託しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を当該認定合掌造り家屋の所有者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、建築敷地及び当該建築敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第1項の規定による認定は、前項の規定による告示によって、その効力を生じる。

6 市長は、第4項の規定による告示をしたときは、当該認定合掌造り家屋について、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行うよう特定行政庁に申し出なければならない。

(変更認定)

第5条 認定合掌造り家屋の所有者は、認定合掌造り家屋に係る保存活用計画の内容を変更しようとするときは、市長に対し、当該変更の認定（以下「変更認定」という。）をするよう申請しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が認定合掌造り家屋の保存及び活用を図るためのものであり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更認定をすることができる。

4 市長は、前項の変更認定をするときは、あらかじめ、特定行政庁に意見を聴くものとする。

5 市長は、第3項の変更認定をしたときは、その旨を告示するとともに、前条第4項の図書の内容を変更しなければならない。

6 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、変更認定について準用する。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定合掌造り家屋について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定合掌造り家屋の認定を取り消さなければならない。

(1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。

(2) 法第3条第1項第3号に規定する指定を受けることができないと認められるとき。

(3) 滅失、毀損その他の事由によりその認定の理由が消滅したとき。

2 市長は、認定合掌造り家屋について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により認定合掌造り家屋の認定を取り消したときは、その旨及びその理由を告示するとともに、当該取消しを受けた認定合掌造り家屋の所有者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項第1号若しくは第3号又は第2項の規定により認定合掌造り家屋の認定を取り消したときは、特定行政庁に通知のうえ、当該認定合掌造り家屋について、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を解除するために必要な手続きをとらなければならない。

第3章 認定合掌造り家屋等に関する制限

第1節 現状変更の規制

(現状変更の許可等)

第7条 認定合掌造り家屋の増築等の行為をしようとする者又は認定合掌造り家屋に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該認定合掌造り家屋が法第3条第1項第3号に規定する指定を受けており、かつ、当該申請に係る行為が保存活用計画の内容と合致すると認められるときは、同項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該認定合掌造り家屋の保

存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

- 4 市長は、第1項の許可をしたときは、第4条第4項の図書の内容を変更しなければならない。
- 5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

第2節 保存のための措置

(所有者の管理義務等)

第8条 認定合掌造り家屋の所有者は、保存活用計画に従って、当該認定合掌造り家屋の保存及び活用を図らなければならない。

- 2 認定合掌造り家屋の所有者は、当該認定合掌造り家屋の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、当該認定合掌造り家屋の所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、同様とする。
- 4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。
- 5 認定合掌造り家屋の所有者又は保存管理責任者は、その氏名又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 認定合掌造り家屋の所有者を変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第9条 市長は、認定合掌造り家屋の所有者又は保存管理責任者に対し、当該認定合掌造り家屋を保存するために必要な助言を行うことができる。

- 2 市長は、認定合掌造り家屋の構造若しくは建築設備又は建築敷地の管理が適当でないため当該認定合掌造り家屋の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該認定合掌造り家屋若しくは当該建築敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を執らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置を執ることを命ずることができる。

(維持管理の報告等)

第10条 認定合掌造り家屋の所有者又は保存管理責任者は、当該認定合掌造り家屋について、保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、認定合掌造り家屋の所有者又は保存管理責任者に対し、当該認定合掌造り家屋の現状又は管理若しくは工事の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(権利義務の承継)

第11条 所有者の変更により新たに認定合掌造り家屋の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による旧所有者の権利及び義務を承継する。

第3節 建築物に関する検査等

(中間検査)

第12条 市長は、第7条第1項の許可に係る認定合掌造り家屋の工事の内容に応じ、当該工事の工程のうち当該工事の施工中に当該認定合掌造り家屋が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査することが必要なものを指定するものとする。

2 認定合掌造り家屋の建築主は、前項の規定により指定された工程に係る工事を終えたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長の検査を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る工事中の認定合掌造り家屋が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

4 市長は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の認定合掌造り家屋が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、当該認定合掌造り家屋の建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

5 第1項の規定により指定した工程の後の工程に係る工事は、前項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第13条 認定合掌造り家屋の建築主は、第7条第1項の許可に係る認定合掌造り家屋の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長の検査を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る認定合掌造り家屋が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 市長は、前項の規定による検査をした場合において、認定合掌造り家屋が当該許

可の内容に適合していることを認めたときは、規則で定めるところにより、当該認定合掌造り家屋の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(検査済証の交付を受けるまでの認定合掌造り家屋の使用制限)

第14条 第7条第1項の許可に係る認定合掌造り家屋の建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係る認定合掌造り家屋を使用し、又は使用させてはならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて仮使用の承認をしたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に当該認定合掌造り家屋を使用し、又は使用させることができる。

2 前項ただし書の規定により、市長の仮使用の承認を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項ただし書の承認をしようとするときは、あらかじめ公益社団法人富山県建築士会に諮らなければならない。

第4章 雑則

(建築物の設計及び工事監理)

第15条 第7条第1項の許可を受けた認定合掌造り家屋の工事のうち、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第3条の3第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 第7条第1項の許可を受けた認定合掌造り家屋の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士(同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。)の構造設計(同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。)又は当該認定合掌造り家屋が構造関係規定(同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。)に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 第7条第1項の許可を受けた認定合掌造り家屋の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(工事現場における許可の表示等)

第16条 第7条第1項の許可に係る認定合掌造り家屋の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の許可があった旨の表示をしなければならない。

2 第7条第1項の許可に係る認定合掌造り家屋の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。

(工事現場の危害の防止)

第17条 第7条第1項の許可に係る認定合掌造り家屋の工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(消防長の意見の聴取)

第18条 市長は、第4条第1項の規定による認定、第5条第3項の規定による変更認定、第7条第2項の規定による許可又は第14条第1項ただし書の規定による承認をしようとする場合においては、消防長に意見を聴くものとする。

(監督処分)

第19条 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反した認定合掌造り家屋又は建築敷地内の認定合掌造り家屋以外の建築物（以下「認定合掌造り家屋等」という。）の建築主、当該認定合掌造り家屋等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該認定合掌造り家屋等若しくは建築敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替え、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな工事中の認定合掌造り家屋等については、緊急の必要があつて南砺市行政手続条例（平成16年南砺市条例第11号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該認定合掌造り家屋等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第20条 市長は、前条の規定による命令をした場合においては、規則で定めるところにより、当該命令に係る認定合掌造り家屋等の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該認定合掌造り家屋等についての宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定合掌造り家屋等の建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は当該認定合掌造り家屋等若しくは建築敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築敷地、当該認定合掌造り家屋等の構造若しくは建築設備又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築敷地若しくは認定合掌造り家屋等に立ち入らせ、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 職員は、前項の規定による立入調査、立入検査又は質問をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（認定等に係る調査の委託）

第23条 市長は、次の各号に掲げる事項について必要と認めるときは、公益社団法人富山県建築士会に調査を委託し、報告を求めることができる。

- （1）第4条第1項の規定による認定に関する事項
- （2）第5条第1項本文の規定による変更認定に関する事項
- （3）第14条第1項ただし書の規定による承認に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

議案第98号

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南砺市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号

南砺市体育施設条例の一部改正について

南砺市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市体育施設条例の一部を改正する条例

南砺市体育施設条例（平成16年南砺市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

南砺市福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2
南砺市城端テニスコート	南砺市城端1933番地1

」を

「

南砺市福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1番地2
--------------	----------------

」に、

「

南砺市城端ゲートボール場	南砺市理休3352番地
--------------	-------------

」を

「

南砺市城端ペタンク場	南砺市理休336番地2
------------	-------------

」に

改める。

別表第1中

「

南砺市城端テニスコート	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	

」を

「

南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
-------------------	------------------------	-----------------

」に、

「

南砺市城端ゲートボール場	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後5時まで
--------------	-------------------	--------------

」を

「

南砺市城端ペタンク場	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後5時まで
------------	-------------------	--------------

」に

改める。

別表第2の1の表中

「

南砺市城端テニスコート、南砺市なみ木りの里ニコート、南砺市南ニコート、南砺市野ニコート、南砺市光山ニコート	テニスコート1コート	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
				無料	940	1,250	1,150	2,200	2,410	3,350
			練習		940	1,250	1,150	2,200	2,410	3,350
		アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合	大会	有料	4,710	6,280	5,550	11,000	11,830	16,550
				無料	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
			練習		2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950

」を

「

南砺市いなみ木彫りの里テニスコート、南砺市城南テニスコート、南砺市福野テニスコート、南砺市福光里テニスコート	テニスコート1コート	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
				無料	940	1,250	1,150	2,200	2,410	3,350
				練習	940	1,250	1,150	2,200	2,410	3,350
			大会	有料	4,710	6,280	5,550	11,000	11,830	16,550
				無料	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950
				練習	2,820	3,770	3,350	6,600	7,120	9,950

」に

改める。

別表第2の3の表中

「

南砺市城南テニスコート、南砺市いなみ木彫りの里テニスコート、南砺市城南テニスコート、南砺市福野テニスコート、南砺市福光里山テニスコート	夜間照明設備	1コート	1時間	520
---	--------	------	-----	-----

」を

「

南砺市いなみ木彫りの里テニスコート、南砺市城南テニスコート、南砺市福野テニスコート、南砺市福光里山テニスコート	夜間照明設備	1コート	1時間	520
---	--------	------	-----	-----

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議案第100号

(仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)建築主体工事請負契約
の締結について

(仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年南砺市条例第51号)第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田中 幹夫

記

- 1 契約の目的 (仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)建築主体工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 603,900,000円
(内消費税等54,900,000円)
- 4 契約の相手方 南砺市苗島4760番地
川田工業・藤井組・安達建設(仮称)井口地域義務教育学校
整備(第1期)建築主体工事共同企業体
代表者 川田工業株式会社
代表取締役社長 川田 忠裕

議案第101号

(仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)機械設備工事請負契約
の締結について

(仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年南砺市条例第51号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田中 幹夫

記

- 1 契約の目的 (仮称)井口地域義務教育学校整備(第1期)機械設備工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 161,370,000円
(内消費税等14,670,000円)
- 4 契約の相手方 南砺市福野775番地
中越産業・谷村電機工業(仮称)井口地域義務教育学校
整備(第1期)機械設備工事共同企業体
代表者 中越産業株式会社
代表取締役 樋口 博彦

議案第102号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市立小中学校学習者用端末 一式 |
| 2 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 取得価格 | 145,505,844円
(内消費税等13,227,804円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市桜橋通り3番1号
北電情報システムサービス株式会社
代表取締役社長 西野 克彦 |

議案第103号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 財産の名称 南砺市城端老人福祉センター「美山荘別館」
- 2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	南砺市理休335番2	122.00㎡
土地（宅地）	南砺市理休336番1	187.94㎡
建物（鉄骨造2階建）	南砺市理休 336番地1	261.14㎡

- 3 減額譲渡価格 1円
- 4 譲渡の相手方 住所 南砺市嫁兼230番地
氏名 西田 翔悟

議案第104号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 財産の名称 南砺市利賀ふるさとの森林（山村体験交流施設）
- 2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	南砺市利賀村上百瀬字 中村153番1	2,310.97㎡
土地（宅地）	南砺市利賀村上百瀬字 中村168番3	58.49㎡
建物（木造2階建）	南砺市利賀村上百瀬 153番地	456.28㎡

- 3 減額譲渡価格 744,010円
- 4 譲渡の相手方 住所 富山県高岡市岩坪23番地の2
氏名 株式会社グラスキューブ
代表取締役 西 英夫

議案第105号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 財産の名称 新屋地内市有地

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	南砺市新屋字地開津 792番9	136.66㎡

3 減額譲渡価格 2円

4 譲渡の相手方 住所 東京都足立区梅田七丁目25番13-913号
氏名 米津 誠太郎、米津 悦子

報告第4号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づく令和元年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田中幹夫

記

○健全化判断比率

実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
—	—	4.3	—
(12.39)	(17.39)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

※（ ）内は早期健全化基準を示し、[]内は財政再生基準を示す。

○資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定した。
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
工業用地造成事業特別会計	—	

※国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、介護事業特別会計、訪問看護事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は、当該比率の算定対象外である。

※経営健全化基準は、20.0%である。

認定第1号

令和元年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第2号

令和元年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第3号

令和元年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第4号

令和元年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定
について

令和元年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第5号

令和元年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第6号

令和元年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第7号

令和元年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第8号

令和元年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和元年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第9号

令和元年度南砺市病院事業会計決算認定について

令和元年度南砺市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第10号

令和元年度南砺市水道事業会計決算認定について

令和元年度南砺市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第11号

令和元年度南砺市下水道事業会計決算認定について

令和元年度南砺市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月31日提出

南砺市長 田 中 幹 夫